



令和2年4月30日市民総務部総務課

特別定額給付金事業についてのお知らせ

1. 概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言の下、「新型コロナウイルス感染症対策緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）を踏まえ、本市におきましても市民の皆様への特別定額給付金の給付に向けて準備を進めております。

2. 給付対象者

基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方

3. 受給権者

特別定額給付金の給付を申請し、受給することができる方は、給付対象者の属する世帯の世帯主

4. 給付額

給付対象者1人につき10万円

5. 申請及び給付の方法（感染拡大防止の観点から、原則、郵送又はオンラインでの手続）

(1) 申請書類等の送付（郵送）：5月中旬（予定）

市役所から世帯主の方に世帯全員の氏名等が印字された「申請書」等の申請に必要な書類を郵送します。

(2) 申請書類の提出（返信用封筒による郵送）：5月中旬～

郵送された申請書の記載内容を確認の上、振込口座などの必要事項を記入し、免許証などの本人確認書類と通帳の写しなどの振込口座確認書類を市役所へ郵送

※マイナンバーカードを取得されている方はオンライン（マイナポータル）から電子申請することができます。

(3) 給付開始：5月末以降（予定）

申請書で指定した口座への振り込みにより順次給付金の給付を行います。

6. 申請期限

申請開始から3か月間（8月中旬頃まで）